

北部地区老人憩の家 利用のしおり

○老人憩の家について

老人憩の家は、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための公共施設で、市内に1か所設置しています。

60歳以上の方は原則無料で利用いただけますので、地域交流や介護予防などの活動の場として是非活用ください。

○老人憩の家の場所

北部地区老人憩の家

相の原一丁目3番49号
(岩沼市北児童センター隣)



○利用対象者 市内在住の方

○開館時間 9時～21時

○休館日 12/29～1/3

○利用方法

- (1) 申請方法 「北部地区老人憩の家利用許可申請書」の提出
※変更、キャンセルの場合も原則書類を提出
- (2) 受付時間 9時～17時 (休館日・土日・祝日を除く)
- (3) 受付場所 北児童センター窓口 (申請書も受付場所にあります)

※電話での申請はできません。

(空き状況の確認は市ホームページで行えます)

※営業活動、宗教や政治活動目的での利用、個人や家族的利用はできません。

(4) 受付可能日

始期は利用日の2か月前からとし、終期は次のとおりです。

- ・原則、利用日の5日前まで。
- ・北児童センターが閉館している夜間(18時～21時)及び日曜等はシルバー人材センターに日直代行を依頼しますので、その時間帯を利用する場合は、利用月の前月の20日までとします。

※始期が休館日・土日・祝日の場合はその翌平日、終期が休館日・土日・祝日の場合はその直前の平日とします。

令和8年4月発行

岩沼市健康福祉部介護福祉課

0223-24-3016

○料金表（全部屋和室）

室名等 (定員)	使用料(※1)		
	午前 (9～13時)	午後 (13～18時)	夜間 (18～21時)
寿の間 (16名)	500円	500円	500円
桜の間 (20名)	500円	500円	500円
梅の間 (20名)	500円	500円	500円
冷暖房費(※2)	200円	200円	200円

※1 時間帯をまたがる場合は時間帯の数×500円（冷暖房費も同様）

※2 6/20～9/30、12/1～3/31に利用する場合に発生

※3 60歳以上の市内在住者のみで構成される団体及びグループが利用する場合は免除

※4 使用料は申請時に徴収します。自己都合によるキャンセル、変更等があっても返還できませんので、ご承知おきください。

○利用当日の流れについて

窓口で「利用報告兼退出チェック票」を受け取り、利用終了後、忘れ物等がないことを確認し、必要事項を記入の上、提出してください。

※申請を受け許可した内容を、当日に変更する（使用時間の延長、使用する部屋の増加、設備（調理室）の利用など）ことは出来かねますのでご承知おきください。

○利用上の注意事項について

(1) 施設内の清掃及び整頓にご協力ください。

ア 使用した備品等は元の場所に戻してください。

イ 使用後は部屋の掃除機がけをお願いします。

ウ 調理室を使用した際は、水周りや床に水気を残さないよう清掃をお願いします。

エ ゴミはお持ち帰りください。

オ 喫煙はできません。飲酒は、北児童センターの閉館時（平日の午後7時以降、土曜の午後6時以降及び日曜・祝祭日）にしてくださいようご協力をお願いします。

カ 忘れ物の保管期間は6か月間です。

キ 備品・設備等を破損又は汚損した場合は、必ず届け出てください。場合によっては弁償していただくこともありますのでご承知おきください。

ク 許可した時間内での利用をお願いします。（北児童センター閉館時は、利用開始時間の15分前から利用終了時間の15分後までの日直代行を依頼します。）

ク その他運営に必要なことに関しまして、ご協力をお願いします。

(2) 駐車場の確保にご協力ください。

できる限り、徒歩や自転車、車の相乗り等での利用をお願いします。

（原則一部屋あたり2台程度）